

一般社団法人 千葉県社会福祉士会
平成 28 年度 第 7 回理事会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 12 (日) 10:00~12:05

2. 場 所 ホテルリブマックス千葉美浜 中会議室

3. 出席者 会長 渋沢
副会長 相澤、奥野、大浦
事務局長 岡本（武）
会員理事 (事務局次長・総務委員会 企画部会) 樽林
(事務局次長・総合相談委員会) 竹嶋
(総務委員会 広報部会) 山口（利）
(研修委員会) 浅見、宮本
(ばあとなあ委員会) 小川、鈴木
(司法福祉委員会) 川上
(災害対策委員会) 常陸谷
外部理事 池亀、西尾、田中、長谷川、近藤
監 事 山口（定）、岡本（崇）
相談役 五十嵐、染野

4. 議 題

(1) 会長と三役会からの報告

- イ) 事務局員増員の件
- ロ) 苦情対応進捗状況
- ハ) 総会の進行について

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(事前資料によりご確認ください)

(3) 議事

- ①三役会より
 - イ) 規程第 14 号講師料等支払規程の変更
 - ②各委員会からの議事
 - イ) 法人後見業務監査に関する規程
 - ロ) 刑事司法ソーシャルワーカー名簿登録要綱

5. 議事録

○ 出席者及び資料の確認

・ 岡本事務局長より、今回は第 7 回理事会となる。

現在、理事会出席者 23 名。定款第 34 条により定足数に達しており、本理事会は成立すると報告。配布資料の確認。

(1) 渋沢会長から開会挨拶及び三役会報告

- 午後からは、臨時総会となる。
 - 松戸事業について現在支援員をされている二人と面談を行った。松戸市からも評価をいただいている。次年度に向けては懸案もあるが引き続きバックアップしていく。
 - 権利侵害について社会福祉士会に個別対応のメール相談があり、メールで回答後、地元の支援者の方と一緒にご本人にもお会いした。今後対応についてのスキームがあつても良いのではと思っているところである。
 - 事務局員の増員について、出来るだけ早い時期から増員予定で選考過程である。
 - 苦情対応について、日本社会福祉士会からは、内部のことで、苦情対応には当たらないのではないかとの回答をいただいた。その後、会長・事務局長で当該の方にお会いしてお話をした。今後、相手方と直接お話されるかについては、多くは感情論であつて、水掛け論が予想され、当該の方にもその辺りをご理解いただき、これで一応終了とする。
- 今後、日本社会福祉士会から千葉会へ苦情対応も移行される、その際は、内部の苦情相談についても対応する仕組み作りが必要ではないかと考える。
- 総会の議事進行については、議長を竹嶋理事、司会進行を相澤副会長にお願いする。
 - 岡本事務局長より、議事説明について
 - 議案1号、2号、3号については、事務局長から説明をする。各委員長に補足説明あればお願いしたい。説明事項について詳細を各委員長にお願いした場合は、対応し宜しく。

質疑：

- 苦情対応について、終了の判断は千葉県社会福祉士会としてか？ご本人も納得されているか？日本社会福祉士会として不問にするという回答か？
- 今後は千葉県社会福祉士会として苦情対応について常設対応して行くのか？社会福祉士法上は、事業に関する苦情であれば、県社協に常設されている「運営適正委員会」が基本的には受ける。常勤事務もおり、処理は早く行政にも適切に対応できる。整理されると良いと思う。社会福祉士事務所をされ社会福祉士としての活動の苦情は該当する。ただし、社会福祉士会に対しての場合は、該当しない。

説明：

- 日本社会福祉士会の回答は、不問では無く、会の内部のことなので苦情対応の取り扱いに該当しないという判断だ。
- 今後色々な研修が各都道府県に移管される中で、今後、千葉会として苦情対応の規約を作成し、対応していく予定である。

定款32条に基づき、渋沢会長が議長を務める。

(2) 各委員会報告事項に対する質疑

(災害対策委員会)

説明：

- 役員の方々は災害時対応ガイドラインの中で、災害発生時の役割が記載されている。災害対策研修等の開催時は、役員全員受講いただける様、お願いしたい。
- 6年前の震災後開催された災害対策研修は開催毎に受講者が減少しているのが現状であ

る。ご理解をお願いしたい。

(ぱあとなあ千葉)

説明 :

- ・ 3月11日、ぱあとなあ全体会では渋沢会長にご挨拶いただいた。
- ・ 2月26日、法人後見業務監査委員会が行われ、ご指摘をいただき終了した。

(事務局)

説明 :

- ・ 日本会から千葉会へ会員管理移行の際、自動引き落しを委託する業者の選定について、添付資料の通り、日本会で現在委託している業者（三菱UFJ ファクター）に今後委託の場合、会員の現在登録口座をそのまま引き継げるメリットがあり、費用も他社比較で安価であった。理事会での決議事項ではないが、この方向で進めたい。

(総務委員会 企画部会)

説明 :

- ・ 2月22日の三団体連絡協議会が開催され、年会費の値上げはせず、現行のまま各団体一万円ずつとなった。3月12日現在三団体の口座に三万円超の残高があるので、28年度は徴収しないこととし、29年度については、今後検討することとなった。

(3) 議事

説明 : 規程第14号講師料等支払規程の変更について

- ・ 講師料の支給額の減額については、「講師を招聘しようとする担当理事」が「金額の4分の1を下限として講師料を減額」を追記した。承認いただきたい。
→承認

説明 : 法人後見業務監査に関する規程

- ・ 法人後見に関する現在の規程に細かな変更点を加えて、案を出したものである。
- ・ 監査委員会の回数の変更、監査の対象について改めて網羅している。
- ・ 法人後見チームを構成したいので、規程案の中に盛り込んだ。
- ・

質疑 : 会長

- ・ 規程案変更の中で細則に触れているが、細則そのものの変更も必要ではないか。又、法人後見チームのメンバーに会長も含めなければならないのではないか。規定の優先順位も違うのではないか。

質疑 :

- ・ 監査委員会は、第三者の委員会、法人後見業務監査委員会の略称であり、この規程案にある監査委員会はこれにあたらない。
- ・ 法人後見に関する規程があり細則があり、変更案を出されているようだが、そもそも規程や細則を示さずに、変更案を検討出来るのか。判断のしようがない。会の定めるルールの序列を整理して示した上で議案にあげていただきたい。

質疑 : 会長

- ・ ご指摘の通り、会の中に、規程・規則・細則・要綱・ガイドライン等あるが序列についてどなたかご説明いただけるか。

説明：監事

- どこで議決されるかが基準。まず、定款、次に総会議決の規則、理事会議決の規程の順、要綱・ガイドライン・細則については、委員会で決められ使用された名称。都度使用した名称が違うということ。

質疑：監事

- 監査業務と監査委員会は明確に分けて明記いただきたい。
- ぱあとなあの規程を作成の際、日本会のガイドラインを参考に規程案作成されたと思うが、ガイドラインでは法人後見業務監査委員会は年何回の開催となっているのか。

説明：

- 日本会のガイドラインは年2回となっているが、活動報告回数が年2回から1回に変わった。それに合わせて法人後見の活動報告も年1回、監査委員会も年1回としたい。以前日本会に確認した際、各県士会判断に任せるとのお話もいただいている。

説明：事務局長

- 法人後見業務監査の内容を明示することは必要であるが、規定と規則を含めて変更の提案をお願いしたい。

→継続

(司法福祉委員会)

説明： 刑事司法ソーシャルワーカー名簿登録要綱について

- 辞退又は除名の場合は司法福祉委員会が引き継ぐこととした。承認いただきたい。

質疑：

- 定款に基づいて組織される具体的に活動する委員会を組成するときに定めるのは規則ではないか。
- それを踏まえて、提示された要綱の登録員が司法福祉委員会の委員（構成員）になってしまうように読み取れる。委員会委員をどのように決めるのか、今一度、確認した上で整理するのが良いのではないか。
- 机上に、会の規則をご用意いただきたい。議事決議の際必要。
- 三役が全て事前調整諸々を行うのは大変であろうと思われる。組織改善委員会等で規程全体の見直し他されてはどうか。

説明：会長

- 規程集を外部理事の方分を用意することとする。
- 新年度から作成した名簿で活動したいとの、司法福祉委員会の意向もあることから、指摘部分を再度整理し、次回理事会に議事報告資料として司法福祉委員長より報告することで承認いただきたい。

→承認

説明：事務局長

- 本日午後の総会にて配布予定の、意見公募の回答2件について、ご意見あれば伺いたい。
①ぱあとなあの活動に関する報告回答している。
②ささえあい制度配分委員会についてのご意見、今後は見直しの方向で、ぱあとなのに限った制度へ変わる予定で理事会でも報告しているが、決定前であるので、総会資料予算案

では前年度を踏襲したままとなっている。

収支明細書の提出要望については、負担金寄付金入金のばあとなあとそれ以外の割合をグラフにし、負担金と配分金、配分残高を1枚にまとめている。

説明：会長

- 昨日のばあとなあ全大会に出席し、昨年度文書いただいた方にも返答させていただいたので、今回の総会意見回答はこの添付資料で行う。
- この制度の新しい要綱の折り合いをどの辺りで付けるのか、これからみなさまとも話し合いながら進めていくことになるので、宜しくお願ひしたい。

相談役：

- 年間7～8回の理事会の中で、規程のところで時間を費やしてしまい、他の意見を言いたい、伺いたいところの時間が取れないで終わってしまうことも多かった。先にお話が出たような、定款・規程を改めて見直し整理をするのは、会の重要な話をする上でもとても重要な提案であると思う。
- 本来、理事会の議案提案の段階で三役で揉んだ後、理事会の場では、「こういう問題があつてここが課題である。」等の意見の場となれたらと思う。

監事：

- 本日、報告いただく中で、知らないこと也有ったが、それは共有が必要な事項であったのか。ここで話すべきこと、全体で共有すべきことを分けていただきたい。
- 規程類の全てを見直しするのであれば、定款の見直しも考えていただきたい。事業計画・決算報告を総会議決事項としたのは、当初の規程作成時、より多く会員の理解を求めるとの観点から総会議決事項としたものである。機能的に進めるのであれば、事業計画・決算報告については理事会決議とするよう、定款の見直しをする時期に来ているのではと思う。
- 規程、規則の見直しについて、元々ある規定の中で1本化できるものはまとめて見やすく出来ると良いと思う。

説明：会長

- 総会議案の「負担金規則の変更について」が承認された後、承認いただくため、第8回理事会を開催予定である。宜しく。

12:05 閉会